

発行登録追補目論見書

平成22年1月

関西国際空港株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 20-近畿 2-4
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 近畿財務局長
 【提出日】 平成 22 年 1 月 28 日
 【会社名】 関西国際空港株式会社
 【英訳名】 KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT COMPANY, LTD.
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福島 伸一
 【本店の所在の場所】 大阪府泉佐野市泉州空港北 1 番地
 【電話番号】 072 (455) 2123
 【事務連絡者氏名】 財務部長 浅田 雅昌
 【最寄りの連絡場所】 同上
 【電話番号】 同上
 【事務連絡者氏名】 同上
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 第 21 回社債（一般担保付）（3 年債） 34,996,500,000 円
 第 22 回社債（一般担保付）（5 年債） 4,999,000,000 円
 計 39,995,500,000 円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 20 年 7 月 14 日
効力発生日	平成 20 年 7 月 22 日
有効期限	平成 22 年 7 月 21 日
発行登録番号	20-近畿 2
発行予定額（円）	200,000 百万円

【これまでの募集実績】

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
20-近畿 2-1	平成 20 年 9 月 4 日	20,000 百万円	—	—
20-近畿 2-2	平成 21 年 2 月 6 日	50,000 百万円	—	—
20-近畿 2-3	平成 21 年 9 月 4 日	30,000 百万円	—	—
実績合計額（円）		100,000 百万円 (99,971 百万円)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 100,000 百万円
 (100,029 百万円)

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】	3
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	4
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	6
5 【新規発行による手取金の使途】	7
第2 【売出要項】	7
第二部 【公開買付けに関する情報】	7
第1 【公開買付けの概要】	7
第2 【統合財務情報】	7
第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	7
第三部 【参照情報】	7
第1 【参照書類】	7
第2 【参照書類の補完情報】	8
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	9
第四部 【保証会社等の情報】	9
・ 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	10
・ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	11

1	取得格付	AA (ダブルA)
2	指定格付機関名	株式会社日本格付研究所
3	格付取得日	平成22年1月28日
1	取得格付	AA- (ダブルAマイナス)
2	指定格付機関名	株式会社格付投資情報センター
3	格付取得日	平成22年1月28日

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反したとき。
- (2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当会社が関西国際空港株式会社法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

3. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。

4. 公告の方法

- (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に係る事項であって、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

5. 本社債の発行要項の変更

- (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

6. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 前3号に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) (1)及び前号の公告は、本（注）第4項(2)に定める方法による。

7. 社債管理者への事業概況等の報告義務等

- (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定め反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

8. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第 676 条第 8 号に掲げる事項について定めないものとする。

9. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第 740 条第 2 項本文の規定を適用しないものとする。

10. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	17,500	1. 引受人は、本社債の 全額につき共同して引 受並びに募集の取扱を 行い、応募額がその全額 に達しない場合には、そ の残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料 は総額 5,375 万円とす る。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	17,500	
計	—	35,000	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	本社債の管理委託手数料については、社 債管理者に額面 100 円につき金 8 厘を 支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号	

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	関西国際空港株式会社第22回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金5,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金4,999,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金99円98銭
利率（%）	年1.02%
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年7月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）第11項「元利金の支払」に記載の通り。</p>
償還期限	平成26年12月19日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成26年12月19日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）第11項「元利金の支払」に記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金99円98銭 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成22年1月28日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成22年2月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、関西国際空港株式会社法の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。
取得格付	<p>1 取得格付 Aa2（ダブルA2）</p> <p>2 指定格付機関名 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク</p> <p>3 格付取得日 平成22年1月28日</p> <p>1 取得格付 AA（ダブルA）</p> <p>2 指定格付機関名 株式会社日本格付研究所</p> <p>3 格付取得日 平成22年1月28日</p>

1	取得格付	AA- (ダブルAマイナス)
2	指定格付機関名	株式会社格付投資情報センター
3	格付取得日	平成22年1月28日

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。
2. 期限の利益喪失に関する特約
 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。
 (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反したとき。
 (2) 当社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
 (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
 (4) 当社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
 (5) 当社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 (6) 当社が関西国際空港株式会社法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認め、当社にその旨を通知したとき。
3. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。
4. 公告の方法
 (1) 当社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に係る事項であって、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
5. 本社債の発行要項の変更
 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
 (2) 前号に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当社はその内容を本（注）第4項(2)に定める方法により公告する。ただし、当社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
6. 社債権者集会
 (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
 (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
 (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
 (4) 前3号に定めるほか、当社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
 (5) (1)及び前号の公告は、本（注）第4項(2)に定める方法による。
7. 社債管理者への事業概況等の報告義務等
 (1) 当社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
 (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当社の内部規則その他の定め反しない範囲において、当社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
8. 社債管理者による倒産手続に属する行為
 本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。
9. 社債管理者による異議
 本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

10. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほコーポレート銀行
11. 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	1. 引受人は、本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金22.5銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
計	—	5,000	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金9厘を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
39,995,500,000	80,000,000	39,915,500,000

(注) 上記金額は、第21回社債（一般担保付）及び第22回社債（一般担保付）の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記手取概算額 39,915,500,000 円は、社債償還資金 18,500,000,000 円、借入金返済資金 3,323,500,000 円、関係会社投融資資金 18,092,000,000 円に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第25期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月25日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第26期中(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)平成21年12月18日近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本発行登録追補書類提出日(平成22年1月28日)までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりであり、変更又は追加した箇所は下線で示しております。

また、以下の記載における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであり、以下の記載以外の当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

「事業等のリスク」

(3) 補給金制度について

前述のとおり、平成14年12月17日の閣議決定を踏まえ、翌18日の財務大臣と国土交通大臣との間で交わされた合意において「関西国際空港株式会社の安定的な経営基盤を確立し、有利子債務の確実な償還を期すため、新たな補給金制度を設けることとし、毎年度の予算の範囲において継続的に措置する。」とされたことを受けて、平成15年度より政府から当社に対して毎年度90億円の補給金が投入されておりました。

平成22年度につきましては、関西国際空港の需要拡大を通じた経営改善を図ることにより、近い将来補給金が不要となるような大阪国際空港との関係を含めた抜本的解決策を国土交通省において平成22年6月には得ることとなり、政府予算案としては当該抜本的解決策が得られた場合に執行する予算として、当社への補給金75億円が計上されました。

(4) 当社の財務構造の抜本改善について

関西国際空港の国際競争力強化に向けた当社の財務構造の抜本改善の必要性については、「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月16日取りまとめ)、「交通政策審議会航空分科会答申」(平成19年6月21日)、空港法に基づく「空港の設置及び管理に関する基本方針」(平成20年12月24日告示)に明記されるなど、国にもその重要性を認識していただいております。また、平成21年2月17日に橋下大阪府知事を始め、関西圏2府6県4政令都市の首長が連名で発表した「関西国際空港の機能強化に向けた緊急共同アピール」を受け、同年2月20日、金子国土交通大臣から橋下知事に対して関空会社の財務構造の抜本改善を図る旨を説明されております。

なお、前述(3)に記載の通り、平成22年6月には国土交通省より後述(5)②の問題を含めた抜本的解決策が示される予定であり、当該解決策の内容及びこれに関連する政策決定等により、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 他空港との競合及び影響について

② 関西3空港問題について

平成17年11月14日に開催された関西3空港懇談会(関経連会長を座長とし、大阪府知事、大阪市長、兵庫県知事、神戸市長をメンバーとする)の場において、「関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港。国際線が就航する空港は、今後とも関空に限定することが適当。伊丹空港は国内線の基幹空港で環境と調和した都市型空港。神戸空港は150万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港。」とすることが国土交通省航空局より説明され了承されました。

また、大阪国際空港につきましては、平成16年9月に国土交通省航空局の「大阪国際空港の今後の運用について」において、高騒音機材(3発機及び4発機)の就航禁止やYS代替ジェット枠の見直しがなされ、総枠370(ジェット枠200、プロペラ枠170)を上限として運用することとされ、ジェット枠については中・近距離路線に優先的に使用し、長距離路線には使用しないよう努めることとされました。

平成21年12月14日に開催された同懇談会では、3空港の将来の経営統合を念頭に、平成23年度から3空港の「一元管理」を目指すことが正式に合意されました。

(10) 本邦航空会社の事業再建問題について

本邦航空会社に対し企業再生支援機構による再建策の方向性が示される中、同社は当社グループの主要な販売先であることから、減便や運休、路線の廃止が行われれば、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

関西国際空港株式会社 本店
(大阪府泉佐野市泉州空港北1番地)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 関西国際空港株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 村山 敦

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

- (1) 格付が付与されている社債券（既に発行されていたもの）の名称

関西国際空港株式会社第12回社債（一般担保付）

格付 A a a

（格付を付与し、公表している格付機関名 ムーデイズ・インベスト・サービス・インク）

- (2) 格付が付与されている社債券（既に発行されていたもの）の名称

関西国際空港株式会社第12回社債（一般担保付）

格付 A A

（格付を付与し、公表している格付機関名 株式会社日本格付研究所）

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

当社及び連結子会社7社においては、空港事業及び鉄道事業を行っております。

各事業における当社及び連結子会社の位置付け等は次のとおりであります。

(空港事業)

航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設、航空旅客サービス及び航空貨物取扱の施設、航空機給油施設の整備・運営等の事業、並びに空港を利用するお客様の利便に資するための店舗その他施設の整備・運営等の事業を行っております。

その他、空港の運営を図るうえで必要な事業を、当社の連結子会社において行っており、その関連は次のとおりであります。

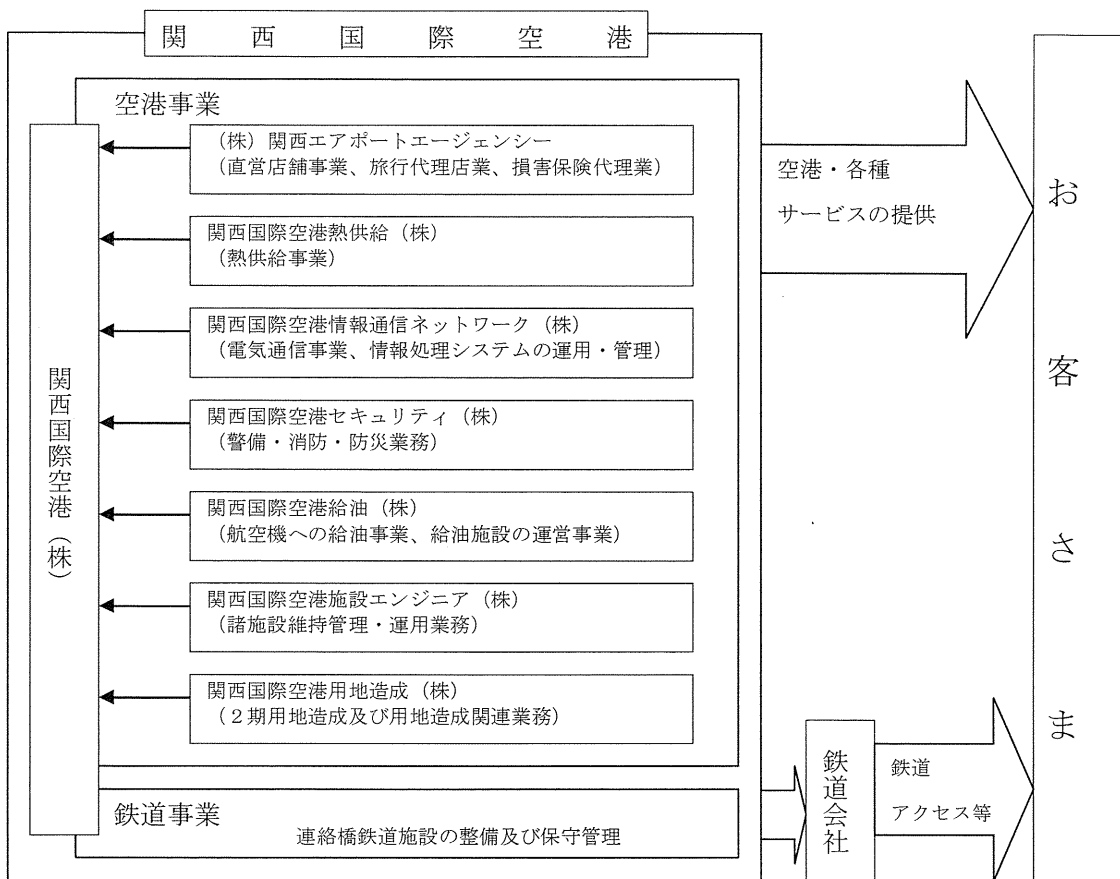
(連結子会社)

- ① 株式会社関西エアポートエージェンシーでは、当社の直営店舗の運營業務、旅行代理店業、損害保険代理業等の事業を行っております。
- ② 関西国際空港熱供給株式会社では、当空港における熱供給事業並びに冷水、蒸気の受入及び使用施設の工事等の事業を行っております。
- ③ 関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社では、当空港内の電気通信事業及び当社の情報処理システムの運用・管理等の事業を行っております。
- ④ 関西国際空港セキュリティ株式会社では、当空港内の警備・消防・防災業務及び駐車場・連絡橋に関する業務を行っております。
- ⑤ 関西国際空港給油株式会社では、当空港における航空機に対する給油業務及び当社の管理する航空機給油施設の運営等の事業を行っております。
- ⑥ 関西国際空港施設エンジニア株式会社では、当空港における諸施設の維持管理・運用等の事業を行っております。
- ⑦ 関西国際空港用地造成株式会社では、当空港2期事業における空港用地の造成事業を行っております。

(鉄道事業)

当社は、鉄道事業法に基づく第三種鉄道事業免許（鉄道線路を第一種鉄道事業を経営する者に譲渡する目的をもって敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を経営する者に専ら使用させる事業をいう）を取得の上、西日本旅客鉄道株式会社・南海電気鉄道株式会社と連携協力し、安全・確実・快適に旅客輸送ができるよう鉄道施設の保持・管理等に努め、航空旅客・空港従業員等にとって重要な空港アクセスとしての役割を担っております。

以上に述べた事業の系統図は、以下のとおりです。



2 主要な経営指標等の推移

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高(百万円)	104,056	104,587	105,737	106,114	99,173
経常利益(百万円)	5,162	9,245	12,607	11,397	3,794
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	4,430	△17,718	9,820	10,867	△6,733
純資産額(百万円)	529,164	559,602	592,117	604,625	597,925
総資産額(百万円)	2,029,348	2,040,424	2,052,762	2,001,209	1,981,593
1株当たり純資産額(円)	35,735.03	35,482.72	36,488.28	37,184.43	36,771.75
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△)(円)	313.20	△1,165.90	616.20	669.56	△414.31
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	26.08	27.43	28.83	30.20	30.16
自己資本利益率(%)	0.88	△3.25	1.71	1.82	△1.12
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	35,652	39,472	41,824	43,171	33,697
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	△83,789	△89,600	△39,996	△33,264	△19,955
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	67,709	36,447	470	△59,532	△2,982
現金及び現金同等物の 期末残高(百万円)	72,098	58,425	60,728	11,105	21,867
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	1,181 (121)	1,118 (211)	1,091 (260)	1,031 (310)	1,026 (340)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 株価収益率については、非上場であることから記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

5. 第22期の当期純損失計上は固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高(百万円)	102,113	102,715	103,828	104,643	97,869
経常利益(百万円)	4,669	8,448	12,064	11,106	3,668
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	4,308	△18,194	9,609	10,794	△6,725
資本金(百万円)	740,400	788,556	810,900	812,550	812,650
発行済株式総数(株)	14,808,000	15,771,133	16,218,000	16,251,000	16,253,000
純資産額(百万円)	529,740	559,702	591,655	604,100	597,474
総資産額(百万円)	1,816,745	1,837,220	1,864,160	1,935,864	1,991,678
1株当たり純資産額(円)	35,773.94	35,489.07	36,481.43	37,173.14	36,760.90
1株当たり配当額(円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△)(円)	304.54	△1,197.22	602.95	665.09	△413.86
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	29.16	30.46	31.74	31.21	30.00
自己資本利益率(%)	0.86	△3.34	1.67	1.81	△1.12
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—
従業員数(人)	421	395	382	353	349
(外、平均臨時雇用者数)	(27)	(26)	(28)	(25)	(25)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 株価収益率については、非上場であることから記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

5. 第22期の提出会社の当期純損失計上は固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。